

群馬パース大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、群馬パース大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

自己点検・評価を恒常的に実施するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築し、平成 28(2016)年 7 月に進捗状況を含めて報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

「平和で公正な社会の発展、個人の尊厳と自己実現、多様な人々の共存と協調、知の創造」という建学の精神に基づき、「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献すること」という大学の目的を明示している。

大学の目的を達成するために、保健科学部を設置し、少人数の定員から構成される大学の特性を生かして、適切な学部・学科構成、大学院組織となっている。教養教育については、担当者制度を採用し、教養教育責任者がこれを統括している。今後は委員会など組織として取り組むことに期待したい。

教育目標については、学部では、学則に定められた大学の目的の追求手段として設定され、大学院では、大学院の目的に具体的な説明を加えて定めている。定員管理については、設置基準や指定規則に則り行われている。

アドミッションポリシーは募集要項、大学案内及びホームページに明示されている。学年担任制とチューター制度を併用し、学生の学習支援に努めている。

設置基準で定められた専任教員数は確保されており、教員構成についてもバランスがとれている。FD(Faculty Development)活動は、研修会、ワークショップが行われ、学生による授業アンケートも公開され、大学院FDアンケートも実施し、それらの結果が年報に記載されている。

組織規程に基づき、法人及び大学の事務を一本化した組織形態をとっている。職員の採用基準は、就業規則に規定されている。Off JT は実務を中心とした研修会に参加している。

大学の管理運営は、学校法人の寄附行為や諸規程に則り、概ね適切に機能している。管理部門と教学部門の連携のため学園運営会議が設置されている。

大学及び学校法人の教育研究目的を達成するための財政基盤は確立されている。寄附意欲につながるような工夫や収益事業を行うため寄附行為を変更するなど学生生徒等納付金以外の収入増に努めている。

旧来の一部の施設については耐震性の対応が求められるものの、新キャンパスの施設設備の耐震性やバリアフリーについて十分な対策、配慮がなされている。

教員と他大学、研究機関の研究者などとの恒常的共同研究など今後の充実・発展へ向けた努力を行っている。大学発祥の地である高山村との継続的多面的な連携活動のほか「群馬県地域・大学連携モデル事業」には、大学の専任教員が主導的役割を果たしている。

自己点検・評価については、大学が開設された平成 17(2005)年以降に実施されていないので、改善が必要である。

組織倫理に関する規定は概ね整備されている。ホームページに教育活動、教員の専門分野・研究内容などを紹介している。

大学の経営母体である学校法人のほか、医療法人、2 つの営利法人が共通理念を掲げ、グループを形成し、この理念を基に、「美しく・健やかに・元気で老いる」社会の実現を目指して相互連携し事業を展開している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、「平和で公正な社会の発展、個人の尊厳と自己実現、多様な人々の共存と協調、知の創造」として明確に定められ、建学の精神に則って大学の目的は、「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献すること」と定めている。

建学の精神と大学の目的はホームページ、大学案内、募集要項及び学生便覧など各種の媒体を通じて、適切に広く周知が図られている。また、学内では多くの学生が利用する図書館及び学生ホールの入り口の目立つ場所に、建学の精神を掲示している。

学生満足度調査を実施し、周知度を定量的に確認しているほか、建学の精神をより理解・浸透させるため、平成 23(2011)年度から全 1 年次生を対象とした「理事長特別講義」が実施されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、保健科学部を設置し、その下に看護学科（入学定員 70 人）と理学療法学科（入学定員 50 人）を置き、大学院として保健科学専攻修士課程（入

学定員 6 人) を置いている。少人数の定員から構成される大学の特性を生かした適切な学部・学科構成、大学院組織となっており、看護学科と理学療法学科の両学科教員の共同研究が実施されるなど、各組織間の連携も良好である。「附属図書館」及び「附属研究所」を有し、教育・研究活動を支援する枠組みが形成されている。

教養教育については教養教育責任者が任命され、1 年次終了時に研修旅行を行うなど初年次教育と併せて統合的に取組まれている。

大学の意思決定については、学内規定に基づきなされている。学園運営会議が教授会と理事会の意思を疎通する機関として機能しており、バランスが図られている。

【優れた点】

- ・看護学科と理学療法学科の両学科教員による共同研究が行われ、その成果が論文などで多数発表されていることは高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学及び大学院の目的は学則に定められている。学部の目的の追求達成手段として学部目標と学科教育目標が設定され、また大学院の目的に具体的な説明を加えて研究科の教育目標が設定されている。

学部の教育課程は、大学設置基準及び指定規則に基づき編成され、教育課程の編成方針、科目群構成、科目群の教育目標及び各科目群内の領域分野の構成と趣旨をホームページ、大学案内及び学生便覧に掲載している。

学生による授業アンケートについては、携帯電話を使用した情報伝達システムである「キャンパス・アベニュー」を通じて科目ごとに実施している。回収データは、FD(Faculty Development)部会で集計し、結果は科目・教員別の「学生による授業アンケート集計・分析結果シート」にまとめられ、各教員に還元されるとともに、大学ホームページ上で公開している。また、教員には、「改善点等」と「コメント」を記入し FD 部会へ提出し、FD 研修会やワークショップのテーマとして取上げるなど FD 活動に還元し、反映させる取組みがなされている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは募集要項、大学案内及びホームページに示されている。入試

形態は多岐にわたり、選考過程も「入学者選考規程」に基づいて入試広報委員長を議長として合否判定会議を行い決定している。

実習においては指定規則に則って学生を2クラスに分割するなどの対処がなされ、適切な学生数の維持と教員の確保がなされている。

チューターは、前期・後期に各1回、また必要に応じて随時に個別面談を行い、対話を通じて学生の目標や意欲、悩みなどを把握している。また、担任もクラス全体の動きの中で学業不振や孤立の兆候がある学生の早期発見に努めている。

学校生活上の保健衛生に関しては、週5日専任の養護教諭が保健室に常駐しており、学生相談室の非常勤の心理カウンセラー（臨床心理士）と必要に応じて連携しながら対応している。

就職支援は全国からの求人案内が整理され、個別にも対応できる体制が整っており希望者のほぼ全員が看護、保健及び理学療法分野に就職している。

経済的な理由のみによる退学者は、大学開学以来、少数にとどまっており、大学独自の奨学金制度はないものの、関連施設からの奨学金があり、学生が利用できるようになっている。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

設置基準上必要専任教員数が確保され、教員構成についてもバランスが取れており、かつ厚生労働省の看護師養成校、保健師養成校及び理学療法士養成校の指定規則が要求する水準の教員配置もなされており、教育課程を遂行できる教員が確保されている。

教員の採用は「教員選考規程」に基づいて行われ、募集要項を大学ホームページ及び「研究者人材情報データベース」にも掲載し、公募の体制をとっている。教員の昇任については、規定に基づき実施されている。

研究支援体制については、個人研究費が職位に応じて支給されるほか、専任教員を代表者とする研究グループに対し、審査のうえ「特定研究費」が支出されている。また、育児期や介護期など、特に教育研究支援の必要性が高い教員が申請・活用し得る両立支援制度の情報の積極的な収集・提供を行っており、研究振興には積極的であると判断できる。

若手中堅教員が研究実績を積んでいくために勤務日内に週1日の研究日を設けている点や外部資金の導入実績が極めて良好である点は研究活動の活性化の取組みが功を奏している結果であると判断できる。FD(Faculty Development)活動は、研修会やワークショップが行われ、学生による授業アンケートも公開され、大学院FDアンケートも取組まれている。それらの結果が年報に記載されており、「FDネットワークつばさ」に加入しての活動も今後期待できる。

基準6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

組織規程に基づき、法人及び大学の事務を一本化した組織形態をとっている。事務局は、事務局長の下に統括事務部を置き、大学部門と専門学校部門を一体化している。事務分掌規程に基づき、統括事務部には、総務課、会計課、教務課、学生課及び入試広報課が置かれている。総務課は法人、大学及び専門学校の総務事務を、会計課は同じく会計事務を、入試広報課は大学と専門学校の入試・広報事務を分掌している。教育研究支援のため、教務課は大学の教務事務を、学生課は大学の厚生補導を分掌している。なお、総務課が科学研究費補助金申請などの事務も担当している。企画室を置き、中長期計画の企画・立案に関わる企画調査事務を分掌し、法人、大学及び専門学校間の調整を行っている。

職員の採用基準は、就業規則に規定されている。少数精鋭のジェネラリストで事務を行う方針であるが、今後は各部署の専門性の充実の観点を加えた人事計画を検討している。人事異動は勤務実績を基準とし、職員の採用は原則として、欠員が生じた場合に、採用計画に基づき一般公募している。職員の昇任は、関係課長などからの昇任推薦書と意見聴取、勤務実績の考課に基づき、理事長の判断を仰ぎ事務局長が決定している。Off JT は実務を中心とした研修会に参加している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため、関連諸規程を定め、大学及び設置者の管理運営体制が整備されている。管理部門と教学部門の連携についても学校法人（理事会）と大学（教授会、研究科委員会）の意思疎通を図る協議及び意思決定機関として学園運営会議を設置するなど、適切に行われている。また、監事が、学園運営会議に常に出席し、意見を述べる機会を設けている。

自己点検・評価については、大学が開設された平成 17(2005)年以降に実施されていないので、今後は大学独自の自己点検・評価を定期的実施・公表することが求められる。

このように課題はあるものの大学の目的を達成するための管理運営体制は整備されており、小規模大学として機動的な管理運営ができるよう工夫されている。

【優れた点】

- ・学園運営会議に常に監事が出席し、意見を述べる機会を設けるなど、大学の運営管理にきめ細かく配慮していることは高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・大学独自の自己点検・評価について、開学以降に実施されていないので改善が必要である。

【参考意見】

- ・理事会及び評議員会の開催が「理事会の運営に関する規程」「評議員会規程」に定められている定例開催のとおりに行われていない年度があるので配慮されたい。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学及び学校法人の教育研究目的を達成するための財政基盤は確立されている。規定に基づき適切に会計処理がなされている。学園運営会議に 2 人の監事が交替で出席している。平成 23(2011)年度から理事長、監事及び公認会計士による意見（情報）交換会を行っている。

財務情報の公開については、平成 15(2003)年度決算より、広報誌及びホームページで開示している。公開に当たっては、用語説明を付している。

寄附金比率が高いことを受け、募集の取組みについて日本私立学校振興・共済事業団より平成 22(2010)年 11 月に取材を受けている。一定額以上の寄附者については、メモリアルプレートを作成し、校舎内に展示するなど、寄附意欲につながるよう工夫している。

遊休資産活用のため、収益事業（不動産賃貸業）ができるよう寄附行為変更申請を行い平成 23(2011)年 2 月に認可されている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は平成 17(2005)年に高崎キャンパスと発祥の地である高山キャンパスの 2 キャンパス体制で開学した。その後、平成 22(2010)年度から新キャンパスの供用を開始し、平成 23(2011)年度からは、教育研究を行う新キャンパス、サークル活動などを行う学生支援会館（旧高崎キャンパス）及び体育実技や初年次教育プログラムに利用する高山キャンパスという体制を整えている。校地・校舎は大学設置基準を満たしている。新キャンパスにおいては、講義室の視聴覚機器や各種実習室における最新機器の設置など教育研究のための施設充実を図っているほか、全館無線 LAN 環境を整備してノートパソコンを無償貸与するなど、学習・情報収集環境の整備が行われ、適切に維持、運営されている。

施設設備の安全性については、新キャンパスの施設設備の耐震性やバリアフリーについ

て十分な対策や配慮が行われており、維持・管理や安全性の確保も行われている。

アメニティに配慮した教育環境という点では、新キャンパスにおいてグループ学習室やオープンワークスペースなどの学生、教職員の交流に配慮した学習環境作りが行われている。

【改善を要する点】

- ・学生支援会館の耐震が未整備な点については改善が必要である。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

従来から各種委員会活動や講演活動などを通しての教員の専門的知見の提供、地域との各種文化交流活動及び図書館の一般開放など大学の有する物的・人的資源の社会への提供が推進されてきた。平成 22(2010)年の新キャンパスへの移転に伴い、地域社会との新たな関係づくりにも期待したい。

教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築については、いまだ発展途上ではあるものの、教員と他大学・研究機関の研究者などとの恒常的共同研究に加えて、「FD ネットワークつばさ」への参画やハワイ大学への研修旅行を初年次教育の集大成として位置づけるなど今後の充実発展へ向けた努力を行っている。

地域社会との連携については、高山村との継続的多面的な連携活動は、新キャンパス移転後も活動が継続されている。また、「群馬県地域・大学連携モデル事業」には、専任教員が主導的役割を果たしており、今後、新キャンパスのある都市部での新たな連携事業が十分期待できる。

【優れた点】

- ・大学発祥の地である高山村との文化交流は、教職員、学生を含む多面的な活動が継続的に行われており、大学と地域との連携の観点から高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

ハラスメント防止、個人情報保護及び公益通報者保護などの組織倫理に関する規定は制定されている。規程集は役職者や部署単位に配付しており、教職員全員の共有化の促進のため学内データサーバ内に保存している。

群馬パース大学

危機管理体制については、年 1 回自衛消防訓練を実施し、緊急連絡網が整備するなど概ね適切である。

「評価委員会年報部会」が取りまとめ年報を年 1 回発行し、県内大学、看護師養成校、理学療法士養成校、行政機関及び実習施設などに配付している。「研究委員会紀要部会」が取りまとめた紀要を年 2 回発行し、県内大学、看護師養成校、理学療法士養成校、行政機関及び実習施設などに配付している。

ホームページに教育活動、教員の専門分野・研究内容などを掲載している。

【参考意見】

- ・ 学生の避難訓練が実施されていないので、実施することが望まれる。

